

大阪高裁会第1586号

(訟ろ-01)

平成25年10月15日

京都地方裁判所事務局長 殿

大阪高等裁判所事務局次長 巽 信 裕

平成25年度書記官事務等の査察における会計事務の査察に
ついて（事務連絡）

標記の査察（以下「会計事務査察」という。）については、平成25年8月26日付け大阪高裁民第406号長官通達「書記官事務等の査察について」により通達されたところですが、会計事務査察の補助者を別紙のとおり変更します。

別紙

(2) 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察

被査察庁	実施年月日	査察事務担当者	査察実施事務代理者	補助者
大阪家庭裁判所	平成25年10月8日(火)	事務局次長 巽 信裕	会計課専門官 松田 昌允	会計課管理係長 泉谷 美津穂
和歌山地方裁判所 和歌山家庭裁判所	平成25年10月8日(火) 平成25年10月9日(水)		会計課課長補佐 福本 浩孝	会計課監査係長 平井 崇文
京都地方裁判所	平成25年10月21日(月)		会計課課長補佐 児島 由崇	会計課専門官 松田 昌允 会計課用度係員 飯田 健
奈良地方裁判所 奈良家庭裁判所	平成25年11月26日(火)		会計課専門官 松田 昌允	会計課保管物係長 藤江 隆雄
京都家庭裁判所	平成25年12月16日(月)		会計課企画官 藤原 治	会計課管理係長 泉谷 美津穂

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察結果報告書

(庁名) 大阪高等裁判所

(査察事務担当者) 事務局次長 巽 信 裕

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者
				員 数
25. 10. 8	大阪家庭裁判所	会計課専門官	松 田 昌 允	1人
25. 10. 8 ～10. 9	和歌山地方・家庭裁判所	会計課課長補佐	福 本 浩 孝	1人
25. 10. 21	京都地方裁判所	会計課課長補佐	児 島 由 崇	2人
25. 11. 26	奈良地方・家庭裁判所	会計課専門官	松 田 昌 允	1人
25. 12. 16	京都家庭裁判所	会計課企画官	藤 原 治	1人

2 査察結果

(1) 大阪家庭裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
全般的に適正な事務処理がなされていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意
した内容

特記事項なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回（平成23年度）、「査察時指導」として整理した、会計課からの支払済保管金請求書の写しの交付について、控訴事件についてのみ裁判部から写しの提供を求められるとのことであり、裁判部との問題意識の共有はあると考えられるため、事務処理方法等調整の上、改善に向けた検討を行うよう指示した。

エ その他必要と認める事項

特記事項なし

(2) 和歌山地方・家庭裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
全般的に適正な事務処理がなされていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意
した内容

特記事項なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

該当事項なし

エ その他必要と認める事項

特記事項なし

(3) 京都地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
全般的に適正な事務処理がなされていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
特記事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項
特記事項なし

(4) 奈良地方・家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
イを除き、適正に事務処理が行われており、問題点は見当たらなかった。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
 - ア) ICカードの取扱いについて
被査察庁が定めたプリペイドカード等取扱要領によれば、出張者からの返却時に管理者等が残額及び経路等を確認するとあるにもかかわらず、一部の管理者等からヒアリングしたところ適切な確認が行われていない。
 - イ) MINTAS管理の民事保管物の仮出事務について
仮出しの民事保管物について、係書記官は、その返還予定年月日を事務処理システムであるMINTASに適正に入力を行っていたが、保管物主任官においてその入力内容を確認せず、返還予定年月日を把握していない。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
適正に是正されていた。
- エ その他必要と認める事項
特記事項なし

(5) 京都家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
全般的に適正な事務処理がなされていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
特記事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項
特記事項なし